

定款の一部変更に関するお知らせ

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）では、2024年5月10日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第101回定時株主総会に、以下のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの強化および経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものです。

2. 変更の内容（下線は変更部分を示しています）

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (条文省略) (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (現行どおり) <u>附則</u> (取締役の任期に関する経過措置) <u>本定款第22条の規定にかかわらず、2023年6月28日開催の第100回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日 2024年6月26日（予定）

以上

報道機関からのお問い合わせ先
総合企画部 企画グループ 中山 雅人
TEL (048) 641 - 6111 (代表)